

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 9 月 13 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 24 号 平成29年度9月補正予算(案)概要
- 第 25 号 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 26 号 山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

- (5) 平成30年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舍指導員選考検査について
- (6) 平成30年度使用山梨県立学校用教科用図書採択結果について

3 その他報告

な し

議案第 24 号

平成 29 年度 9 月 補正 予算 (案) 概要

一般会計

【目的別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	28年度9月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
教育委員会所管一般会計	84,587,237	350,801	84,938,038	100.0	86,401,236	100.0	Δ 1,463,198	98.3
2 総務費	158,942	0	158,942	0.2	203,759	0.2	Δ 44,817	78.0
1 総務管理費	158,942	0	158,942	0.2	203,759	0.2	Δ 44,817	78.0
8 土木費	538,499	0	538,499	0.6	0	0.0	538,499	0.0
4 都市計画費	538,499	0	538,499	0.6	0	0.0	538,499	0.0
10 教育費	83,889,796	350,801	84,240,597	99.2	86,197,477	99.8	Δ 1,956,880	97.7
1 教育総務費	15,170,946	0	15,170,946	17.9	14,531,492	16.8	639,454	104.4
2 小学校費	25,894,498	0	25,894,498	30.5	26,058,986	30.3	Δ 164,488	99.4
3 中学校費	15,504,413	0	15,504,413	18.3	15,940,962	18.4	Δ 436,549	97.3
4 高等学校費	16,933,264	350,801	17,284,065	20.3	18,558,285	21.5	Δ 1,274,220	93.1
5 特別支援学校費	6,915,120	0	6,915,120	8.1	7,502,604	8.7	Δ 587,484	92.2
6 社会教育費	2,061,406	0	2,061,406	2.4	2,200,244	2.5	Δ 138,838	93.7
7 保健体育費	1,410,149	0	1,410,149	1.7	1,404,904	1.6	5,245	100.4

【性質別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	28年度9月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
1 消費的経費	81,969,864	0	81,969,864	96.5	82,165,130	95.1	Δ 195,266	99.8
人件費	73,774,806	0	73,774,806	86.9	74,119,513	85.8	Δ 344,707	99.5
(委員等報酬)	927,357	0	927,357	1.1	879,854	1.0	47,503	105.4
(職員給)	64,607,191	0	64,607,191	76.1	65,365,329	75.7	Δ 758,138	98.8
(退職金)	8,114,680	0	8,114,680	9.6	7,756,512	9.0	358,168	104.6
(その他)	125,578	0	125,578	0.1	117,818	0.1	7,760	106.6
物件費	4,618,205	0	4,618,205	5.4	4,700,255	5.4	Δ 82,050	98.3
維持補修費	89,062	0	89,062	0.1	90,756	0.1	Δ 1,694	98.1
扶助費	684,030	0	684,030	0.8	649,417	0.8	34,613	105.3
補助費等	2,803,761	0	2,803,761	3.3	2,605,189	3.0	198,572	107.6
2 投資的経費(普通建設)	2,600,706	350,801	2,951,507	3.5	4,220,839	4.9	Δ 1,269,332	69.9
補助事業	25,202	0	25,202	0.0	555,553	0.6	Δ 530,351	4.5
単独事業	2,575,504	350,801	2,926,305	3.5	3,665,286	4.3	Δ 738,981	79.8
3 貸付金	3,864	0	3,864	0.0	3,864	0.0	0	100.0
4 繰出金	12,803	0	12,803	0.0	11,403	0.0	1,400	112.3
合 計	84,587,237	350,801	84,938,038	100.0	86,401,236	100.0	Δ 1,463,198	98.3

【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 350,801千円増額し、歳入歳出それぞれ 84,938,038千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成29年度9月補正予算(案)概要

(単位:千円)

課室名	事業名等	予算額 (財源)	事業の概要		
学校施設課	峡南地域単位制・ 総合制高校 建設事業費	350,801 (県債 293,000) (県費 57,801)	魅力と活力ある高校づくりを推進するため、増穂商業高校、市川高校及び峡南高校を再編し、単位制の総合制高校を設置する。 事業内容 市川三郷町中央公民館等解体工事		
			既定予算額	補正額	計
			68,925	350,801	419,726

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	補正後	
		事業名	金額
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備費	350,801

議案第 25 号

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

提案理由

非常勤の教育職員の手当について、一般職員との均衡を考慮して手当額を改定する必要がある。

訓令の概要

教育庁福利給与課

題名	非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	非常勤の教育職員の手当について、一般職員との均衡を考慮して手当額を改定する必要がある。
内容	<p>別表（第二条関係）</p> <p>勤務1時間当たりの手当額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 大学の教授及び准教授、医師、当該教科の専修、一種、二種教員免許状所有者 現行 2,790円/時間 → 2,800円/時間 (+10円、+0.36%)</p> <p>(2) 大学の助教及び助手、(1)以外の教員免許状所有者 現行 2,450円/時間 → 2,460円/時間 (+10円、+0.41%)</p>
施行期日	平成29年10月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第 号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

県 立 学 校

公 立 小 学 校

公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十九年九月 日

山梨県教育委員会

教育長

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第

三号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、七九〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、四六〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程新旧対照表

新

別表(第二条関係)

資格の内容	大学の教授及び准教授	大学の助教及び助手	右以外にして該当学校の該当教諭専修、一種又は二種免許状所有者	右以外の教員免許状所有者	医師
一時間当たりの手当額	二、八〇〇円	二、四六〇円	二、八〇〇円	二、四六〇円	二、八〇〇円
備考					視覚障害者である生徒に對する教育を主として行う特別支援学校において解剖学、生理学、病理学、衛生学、症候概論の講座を担当するものに限る。

旧

別表(第二条関係)

資格の内容	大学の教授及び准教授	大学の助教及び助手	右以外にして該当学校の該当教諭専修、一種又は二種免許状所有者	右以外の教員免許状所有者	医師
一時間当たりの手当額	二、七九〇円	二、四五〇円	二、七九〇円	二、四五〇円	二、七九〇円
備考					視覚障害者である生徒に對する教育を主として行う特別支援学校において解剖学、生理学、病理学、衛生学、症候概論の講座を担当するものに限る。

議案第 26 号

山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）に基づき、山梨県文学館協議会委員を次のとおり委嘱・任命する。

山梨県文学館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県文学館協議会委員の任期が平成29年9月28日で満了するので、新委員を委嘱・任命する必要がある。

山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

(1)山梨県文学館協議会委員の任期満了による新委員の委嘱・任命：15名

(2)任期：平成29年9月29日～平成31年9月28日

(平成29年9月13日 定例教育委員会)

課名

高校教育課

件名	平成30年度採用山梨県立学校実習助手，寄宿舎指導員選考検査について
経緯	<p>昨年度の状況</p> <p>平成29年度採用山梨県立学校実習助手，寄宿舎指導員選考検査 (平成28年度実施)</p> <p>1 選考検査種別 実習助手（農業，工業） 寄宿舎指導員</p> <p>2 志願書の提出期間 平成28年10月24日（月）～10月26日（水）</p> <p>3 検査 平成28年11月12日（土）・13日（日） 山梨県立甲府第一高等学校</p> <p>4 検査通過者発表 平成28年12月22日</p>
内容	<p>平成30年度採用</p> <p>山梨県立学校実習助手，寄宿舎指導員選考検査実施要項の概要</p> <p>1 受検資格</p> <p>① 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者</p> <p>② 昭和53年4月2日以降に出生し，高等学校卒業以上の学歴を有する者</p> <p>2 選考検査種別 実習助手（工業） 寄宿舎指導員</p> <p>3 採用予定数 いずれも若干名</p> <p>4 志願書の提出期間及び提出先 期 間 平成29年10月23日（月）～10月25日（水） 提出先 教育庁高校教育課</p> <p>5 検査 期 日 平成29年11月11日（土）・12日（日） 会 場 山梨県立甲府第一高等学校 内 容 一般教養，専門教養，適性検査，作文，面接</p> <p>6 通過者発表 平成29年12月下旬</p> <p>・平成30年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査実施要項及び志願書等は，平成29年10月上旬から配付予定</p>

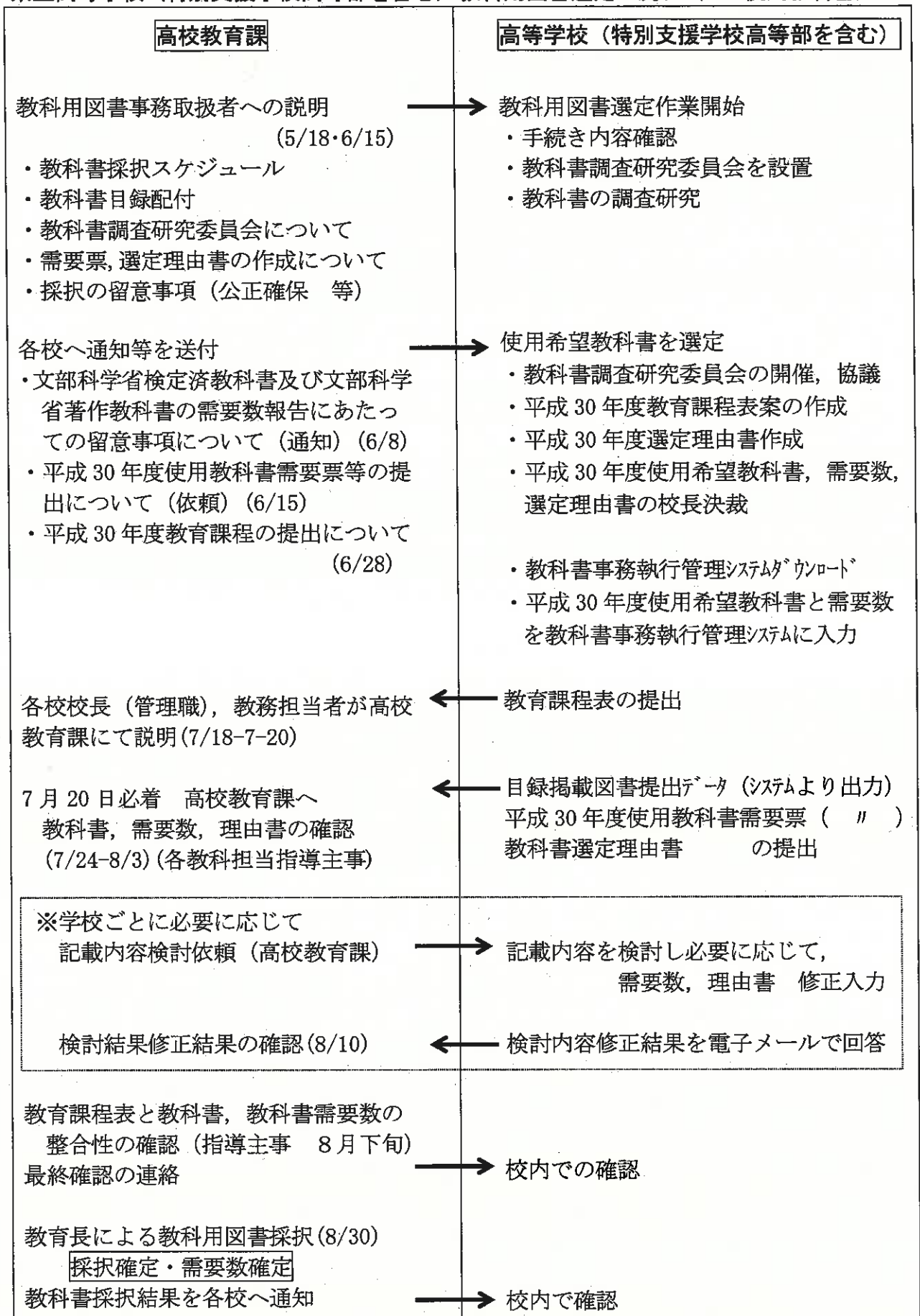
(平成29年9月13日 定例教育委員会)

課名

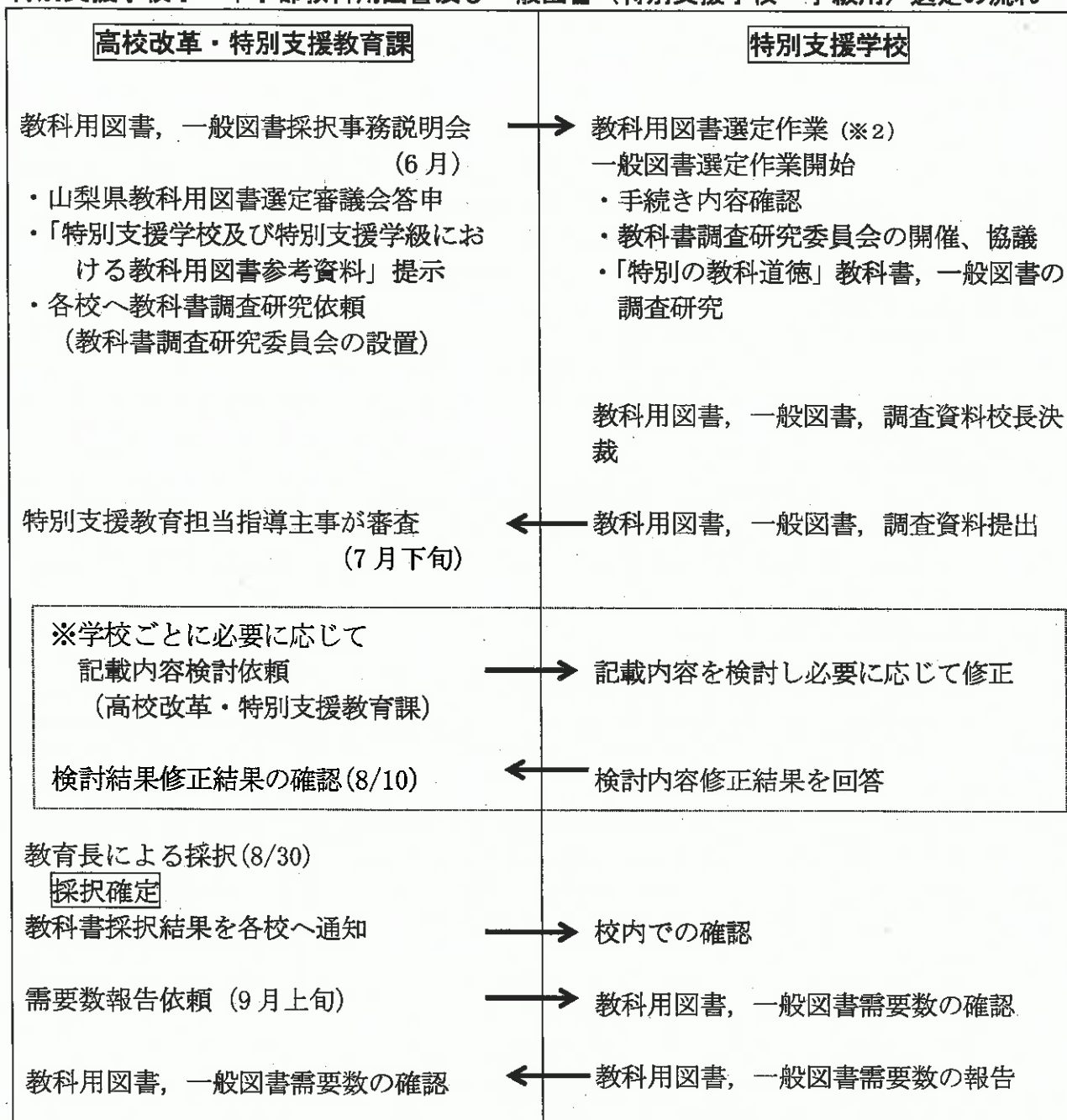
高校教育課
高校改革・特別支援教育課

件名	平成30年度使用山梨県立学校用教科用図書採択結果について
内容	<p>○ 各県立高等学校及び特別支援学校が提出した採択希望教科書について、各教科担当指導主事の審査を経て、平成29年8月30日付けで教育長が採択を行った。</p> <p>(1) 高等学校 検定済教科書：518種 162,491冊</p> <p>(2) 特別支援学校</p> <p>小・中学部 小学部 検定済教科書：特別の教科「道徳」7種 (道徳以外は平成26年度採択済み)</p> <p>中学部 一般図書：420種 文科省著作教科書：112種 (平成27年度採択済み)</p> <p>※小・中学部の冊数は、採択後の集計予定</p> <p>高等部 検定済教科書：98種 409冊 一般図書：16種 319冊 文科省著作教科書：なし</p> <p>○ 平成30年度使用山梨県高等学校用教科用図書の採択結果は、別紙「平成30年度使用山梨県高等学校用教科用図書集計表(県立学校)」のとおり。 ※ 教科用図書に関する一覧表及び選定理由書は、ホームページで閲覧可能。</p> <p>○ 採択された教科用図書の需要数は、県内市・私立高等学校分と合わせ、検定教科用図書及び文部科学省著作教科用図書については9月16日、一般図書については9月30日までにそれぞれ文部科学大臣に報告する。 (「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条)</p>
経緯	<p>○ 公立学校で使用される教科書の採択の権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。 (「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号)</p> <p>○ 本県においては、県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)の教科用図書の採択は、教育長に委任されている。 (「山梨県教育委員会委任規則」第2条)</p> <p>○ 各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)に対しては、教科書制度の概要、教科書採択の手順を説明し、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うための「教科書調査研究委員会」の設置と公正な調査研究を行うよう指導・助言を行い、採択希望教科書とその選定理由書の提出を求めた。</p> <p>○ 各県立高等学校では、学校での教科書の調査研究結果及び「教科書調査研究委員会」での協議を踏まえ、「高等学校用教科書目録(平成30年度使用)」の中から、最も適切な教科書の選定を行った。</p> <p>○ 特別支援学校小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け教科用図書採択の適正な実施を図るための指導・助言を行い、各学校に平成30年度使用教科用図書の調査研究資料の提出を求めた。</p> <p>※ 各学校の教科書選定の流れについては、資料1、資料2のとおり。</p>

県立高等学校（特別支援学校高等部を含む）教科用図書選定の流れ（H30 使用教科書）



特別支援学校小・中学部教科用図書及び一般図書（特別支援学校・学級用）選定の流れ



※1 一般図書（特別支援学校・学級用）

学校教育法附則第9条の規定により選定される教科用図書のことで、教科用図書として発行されたものでない一般図書の中から教科用図書の代わりに使える図書をさす。これによって、特別支援学校などで、児童生徒の障害の種類や程度等に応じて、教科用図書以外の一般図書を教科用図書として使うことができる。

※2 義務教育は教科用図書採択後，同一教科用図書を4年間使用

- ・小学部教科用図書「特別の教科道徳」以外 平成26年度採択済み
- ・中学部教科用図書 平成27年度採択済み

教科書制度の概要

(概要)

1 教科書の定義

この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。(教科書の発行に関する臨時措置法(発行法)第2条)

2 教科書の使用義務

「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならない。」(学校教育法第34条)

この規定は、中学校、高等学校、特別支援学校にも準用される。(学校教育法第49条、第62条、82条)

3 教科書の種類

- ・ 文部科学省の検定を経た教科書(文部科学省検定済教科書)
- ・ 文部科学省が著作に名義を有する教科書(文部科学省著作教科書)
- ・ 高等学校及び特別支援学校等において、適切な教科書がないなど特別な場合は、この他の図書(一般図書)を使用することができる。

4 教科書が使用されるまでの流れ

(1) 編集

教科書発行者による教科書の著作・編集が基本。

学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し、検定申請する。

(2) 検定

検定申請された図書は文部科学省内の教科書調査官の調査に付されるとともに、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問される。

審議会からの答申を受け、文部科学大臣はこの答申に基づき検定を行う。教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われる。

(3) 採択

検定済教科書は、通常、一種目について数種類存在するため、この中から学校で使用する種類の教科書が決定(採択)される必要がある。

採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にある。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告される。

(4) 発行(製造・供給)及び使用

文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示する。

この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給する。供給された教科書は、児童・生徒の手に渡り、使用される。

(5) 教科書の無償給与

国・公・私立の義務教育諸学校(小・中学校及び特別支援学校の小・中学部)で使用される教科書については、全児童・生徒に対し、国の負担によって無償で給与される。

高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
主に低学年	◎	△	○○	△	○		◎	△	○	
主に中学年		◎	△	○○	△	○		◎	△	○
主に高学年	○		◎	△	○○	△	○		◎	△

◎ 検定年度

△ 前年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行なわれる年度

○ 使用開始年度(高校は毎年採択替え)

高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示)...平成25年度から学年進行により実施予定
 ※数学及び理科は平成24年度学年進行により実施し、検定については平成22年度から実施

(検 定)

1 検定の趣旨

(1) 検定の意義

教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられている。

(2) 検定の必要性

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請される。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施している。

(3) 検定の時期

検定は、それぞれの教科書について、おおむね4年ごとの周期で行われる。文部科学大臣は、検定を行うに当たっては、その前年度に検定の申請を行うことができる図書の種目及び期間を告示することとしている。

2 検定の方法

(1) 教科用図書検定基準に基づく検定

文部科学省は、あらかじめ検定における審査の基準として義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を定め、これを告示する。

検定基準は、検定審査の基本方針である総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件から成り立ち、それぞれの条件は、「範囲及び程度」、「選択・扱い及び組織・分量」、「適正性及び表記・表現」の3つの観点に整理して示される。

(2) 教科用図書検定審議会の答申に基づく検定

審議会の審査に先立ち、検定申請のあった図書について、調査員及び教科書調査官の調査が行われる。

審議会においては、調査員及び教科書調査官が調査した結果並びに委員自ら調査した結果を総合して審査される。

(3) 検定結果の公表

平成3年度から、申請図書の公開、検定意見の概要の公表を実施している。

平成 年度教科書検定結果については、全国7ヵ所の公開会場において、関係資料を展示する公開事業を実施した。その他、文部科学省ホームページにおいても、適宜検定結果等についての情報を公開している。

※教科書検定結果の公開についてのホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm

(採 択)

1 採択の方法

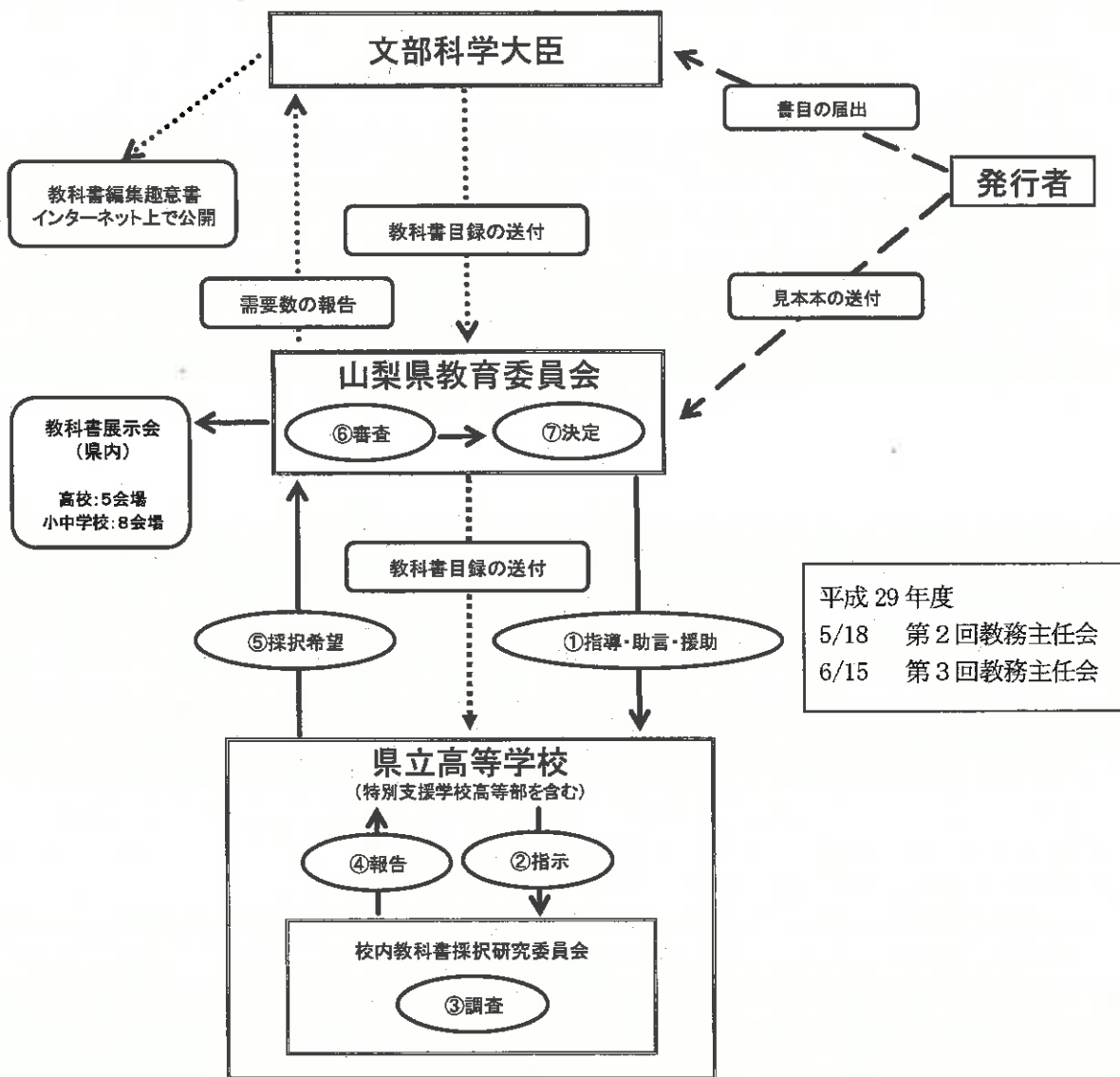
(1) 採択の権限

採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。また、国・私立学校で使用される教科書の決定の権限は校長にある。

(2) 採択の方法

義務教育である小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む。）の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められている。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはないが、各学校の実体に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っている。



(3) 採択の時期

採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、9月16日までに行う。高等学校用教科書については、法令上定めはないが、ほぼ同じ時期に採択を行う。

